

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第27報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和6年2月29日 厚生労働省告示第41号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和6年2月29日 保医発0229第1号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早368		上から8行目	<p><b>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</b></p> <p>001～098 (略)</p> <p><b>099 組織代用人工繊維布</b></p> <p>(1) 心血管系用</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>⑤ 心血管系用・心血管修復パッチ先天性心疾患用</b> 1cm<sup>2</sup>当たり <b>3,640 円</b></p>	<p><b>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</b></p> <p>001～098 (略)</p> <p><b>099 組織代用人工繊維布</b></p> <p>(1) 心血管系用</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
早368		上から16行目	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>注 ア 生体由来材料は、開心根治術の場合に算定できる。</p> <p><u>イ 心血管系用・心血管修復パッチ先天性心疾患用は、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。なお、心内欠損孔の閉鎖に要した本材料に係る費用は算定できない。</u></p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>注 生体由来材料は、開心根治術の場合に算定できる。</p>	字句挿入
			100～131 (略)	100～131 (略)	
早377		上から22行目	<p><b>132 ガイディングカテーテル</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 脳血管用</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>⑤ 橈骨動脈穿刺対応型</b> <b>63,200円</b></p>	<p><b>132 ガイディングカテーテル</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 脳血管用</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
早377		下から15行目	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>注 ア～カ (略)</p> <p><u>キ 脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型は、橈骨動脈から血管内手術用カテーテル等を挿入する必要がある場合であって、他のガイディングカテーテルでは血管内手術用カテーテル等を脳血管の手術部位に到達させることが困難と予想される病変又は困難な病変に対して使用した場合に限り算定できる。なお、脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>注 ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
			133～225 (略)	113～132 (略)	